

# 令和7年度 償却資産申告の手引き

茨城県取手市

## 申告していただく資産

令和7年1月1日に所有している、事業・営業活動の用に供することのできる償却資産（有形減価償却資産のうち税務計算上減価償却を認められるもの）をご申告いただきます。

○ 申告していただく主な資産の種類を例示しますと、以下のようになります。

### 第1種 構築物

橋、貯水池、排水路、軌道、独立煙突及び煙道、構内舗装、駐車場舗装、塀、広告設備、建物附属設備等のうち建物本体と一体をなさない設備

### 第2種 機械及び装置

原動機、工作・土木・物品加工等の各種機械装置、その他製作製造設備等

### 第3種 船舶

ボート、釣り舟、貨物船等

### 第4種 航空機

飛行機、ヘリコプター等

### 第5種 車両及び運搬具

建設車両、構内運搬車等（自動車税、軽自動車税の対象となるものを除く）

### 第6種 工具、器具及び備品

机、椅子、ロッカー、度量衡器、レジスター、陳列ケース、冷蔵庫、テレビ、応接セット、パソコン、ワープロ、壁掛型エアコン、理容及び美容機器医療機器その他業務用の什器備品類等

(注) 次のものについては申告の対象となります。

- (1) 遊休、未稼動のものであっても、事業の用に供することができる状態にあるもの
- (2) 簿外資産で事業の用に供しているもの、または事業の用に供しているもの
- (3) 建設仮勘定で経理されている資産のうち、1月1日現在事業の用に供しているもの

## 申告の必要のない資産

- (1) 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時損金算入しているもの又は必要経費としているもの）  
取得価額20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているもの
- (2) 自動車税の課税対象となる自動車、並びに軽自動車税の課税対象となる原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車  
※農耕作業用トラクタについては、これまで償却資産として固定資産税の課税対象であったものが、軽自動車税種別割の課税対象となりました
- (3) 生物（ただし観賞用、興行用及びこれらに準ずる用に供するものは課税の対象となります。）
- (4) 無形固定資産（電話加入権、特許権、実用新案権等）

## 申告にあたってご注意いただくこと

- (1) 耐用年数が経過した資産で、帳簿上残存価格のみ計上されている資産であっても、現に事業の用に供しているものについては、「前年中減少した資産」には該当しません。（課税対象となります。）また、その価額は国税の法人税等の取扱いとは異なり、取得価額の100分の5が最低価額となります。「備忘価額1円」までの償却は認められません。
- (2) 非課税資産等、添付書類が必要な資産について  
固定資産税が課されない非課税の範囲は、地方税法第348条、同法附則第14条に規定されています。申告された資産の中に、非課税資産がある場合には、その事実を証明する書類の写しを添付して償却資産申告書とともに提出してください。また、耐用年数の短縮、増加償却及び陳腐化償却の適用をした資産がある場合は、税務署長または、国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを償却資産申告書とともに提出してください。
- (3) 所有権留保割賦販売の資産については、売主及び買主が連帯して納税義務を負うものとされておりますが、この場合の申告は原則として買主が行うものとされています。
- (4) 賃借人（テナント）が賃借建物に施工した附属設備（間仕切・店内装備・造作等）については、賃借人に申告していただきます。また建物の所有者が事業の用に供している建物で、それが建てられた年以降（家屋評価済み以降）において装飾等をした場合も構築物として申告していただきます。

### 東日本大震災にて被災した償却資産に代わる資産を取得された方へ

東日本大震災により、滅失・損壊した償却資産があり、その代替資産を令和8年3月31日までに取得または改良した方は、代替資産について特例を受けられる場合があります。特例を適用させると、代替資産の課税標準額を取得後4年間、2分の1になります。該当すると思われる方は、下記の必要書類を添付し、申告してください。

- (1) 被災証明書
- (2) 被災した償却資産および代替償却資産の物品一覧
- (3) 改良（修理）した場合は領収書

## 申告書の書き方

令和7年1月1日現在、取手市内において事業用償却資産を所有している方で、今年度から初めて申告される方及び前年度に申告された方は、記載例及び記載要領を参考にして次により申告してください。

### 初めて申告される方

令和7年1月1日現在所有している全資産を申告して下さい。

「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」（記載例1）及び「種類別明細書（増加資産・全資産用）」（記載例2）に記入し、2枚複写（提出用・控用）を提出してください。

この場合、古い資産もすべて増加資産として「種類別明細書（増加資産・全資産用）」に書き入れてください。

### 前年度に申告された方

同封した「償却資産一覧表」の右上にある所有者コードを（記載例1）の所有者コード欄に転記し、次の（1）～（5）にしたがい、それぞれの方法で記入して下さい。

（1）資産に増減がないときは…

「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」（記載例1）のみ記入して申告してください。

（2）増加資産があるときは…

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」（記載例2）に記入し、資産の種類ごとに合計してください。そして「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」（記載例1）の取得価額欄「前年中に取得したもの（ハ）」にそれぞれ転記してください。

（3）減少資産があるときは…

「種類別明細書（減少資産用）」（記載例3）に記入し、資産の種類ごとに合計して「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」（記載例1）の取得価額欄「前年中に減少したもの（ロ）」にそれぞれ転記してください。

廃棄、売却、移転等により、なくなった資産が減少資産です。耐用年数を経過した資産は減少資産に含まれません。

（4）資産の一部が減少したときは…

資産の一部減少する場合は、「種類別明細書（減少資産用）」（記載例3）に記入し、摘要欄に一部減少するコードを記入するとともに減少額等を記入して下さい。

（5）「申告もれ」のあった資産を申告するときは…

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」（記載例2）に前記（2）の要領で記入してください。

## 事業をやめたとき

廃業・解散等の場合でも整理の都合上、償却資産申告書（表紙）の備考欄にその旨を記入して提出してください。

## その他

- ※ 申告書記入欄 1 4（市（区）町村内における事業所等資産の所在地）は必ず記入してください。
- ※ 取手市の申告書による増減申告ではなく、電子計算機等により申告書を作成（全資産申告）する場合には、1月1日現在の評価額も必ず記入して下さい。

## eLTAX（エルタックス）について

eLTAXとは地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムで、償却資産の申告を行うことができます。利用する場合は、利用者IDの取得や専用ソフトが必要です。

### eLTAX（エルタックス）に関するお問い合わせ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>



なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>



## 記載要領

### 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

欄	記載のしかた	留意事項
3 個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号を記載してください。個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。	個人番号の提供を行う際には、個人番号カード等の提示又はそれに代わるべきその者が本人である事を確認するための措置が求められます。
8 短縮耐用年数の承認	国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は「承認通知書」の写を添付してください。
9 増加償却の届出	税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	「有」に該当する場合は「届出書」の写を添付してください。
10 非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。 なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。	非課税に該当する資産については、別途書類を提出していただきます。
11 課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を○で囲んでください。	課税標準の特例に該当する資産については別途書類を提出していただきます。
12 特別償却又は圧縮記帳		償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
18 備考 (添付書類等)	次のような事項を記載してください。 ① 添付書類の名称。(例「短縮耐用年数承認書の写」、「増加償却の届出書の写」) ② 非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項。 ③ 償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したこと、その他これに類する特別の事由があり、かつその価額が著しく低下した場合は、その価額の低下の程度。 ④ 前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名、旧名称等の参考となる事項。 ⑤ 納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名。 ⑥ その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項。	

欄	記載のしかた	留意事項
<b>取得価額</b> ○前年前に取得したもの (イ)  ○前年中に減少したもの (ロ)  ○前年中に取得したもの (ハ)  ○計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。  前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。  前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。  ((イ)前年前に取得したもの)-(ロ)前年中に減少したもの)+(ハ)前年中に取得したもの)によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記入してください。	この欄の合計額は前年度の申告書の合計額と同じです。  この欄の合計額は種類別明細書(減少資産用)の取得額の合計額と同じです。  この欄の合計額は種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額の合計額と同じです。
<b>※ 評価額</b> (ホ)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合のみ、評価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	
<b>※ 決定価額</b> (ヘ)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告をする場合は、記入してください。	
<b>※ 課税標準額</b> (ト)	記載の必要はありません。ただし、電算処理により全資産申告を行う場合は、記入してください。	

種類別明細書（増加資産・全資産用及び減少資産用）

欄	記載のしかた	留意事項
資産の種類	「1 構築物」「2 機械及び装置」「3 船舶」「4 航空機」「5 車両及び運搬具」「6 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。	
資産の名称等	資産の名称、規格等を20字以内で記入してください。	
取得年月日	実際に資産を取得した年月を記入してください。 明治は…1      大正は…2 昭和は…3      平成は…4 令和は…5	
取得価額	当該資産の取得価額を記入してください。なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額(当該償却資産の引取運賃、荷役賃、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。)をいいます。 また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。	昭和25年12月31日以前に取得された資産については「物価の変動に应ずる補正倍数表」により、その取得価額を補正する必要があります。
耐用年数	減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第1から別表第8まで(別表第3及び第4を除く)に掲げる耐用年数を記入してください。 なお、中古資産については見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記入してください。	短縮耐用年数を適用している場合は、必ず「耐用年数の短縮承認通知書」の写を添付してください。



## 国税との取扱いの相違点（参考）

項 目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償 却 計 算 の 期 間	事業年度	暦年（賦課期日年度）
減 価 償 却 方 法	定率法・定額法の選択制度 H19.4.1 から H24.3.31 までの 取得は 250%定率法 H24.4.1 以降の取得は 200%定 率法	<u>定率法（旧定率法）</u>
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳の制度	認められます	<u>認められません</u>
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます	<u>認められません</u>
増 加 償 却	認められます	認められます
評価額の最低限度	<u>備忘価額 1 円</u>	<u>取得価額の 5 / 1 0 0</u>
改良費の評価方法	原則区分評価（一部合算も可）	区分評価（改良を加えられた 資産と改良費を区分して評 価）

## その他

- ・ 税額は課税標準額（全資産の合計額）の 1.4%です。
- ・ 課税標準額（全資産の合計額）が 150 万円未満の場合は課税されません。
- ・ 正当な理由なくして申告しなかった場合や、虚偽の申告をした場合には過料・罰金等が科されることがあります。
- ・ 郵送等で申告される方で、申告書の控え（複写）が必要なときは、必ず返信用封筒に切手を貼ってご同封くださいますようお願いいたします。

問い合わせ・提出先

〒302-8585

茨城県取手市寺田 5139 番地

取手市役所 課税課 家屋係

0297-74-2141（内線 1250～1252）